

# 「機会均等推進責任者」の選任について

## ○「機会均等推進責任者」を選任してください

厚生労働省では、男女雇用機会均等法に定めるポジティブ・アクションの推進を図るため、各事業所において人事労務管理の方針の決定に携わる方を「機会均等推進責任者」として選任していただくようお願いしています。

「機会均等推進責任者」を新たに選任又は変更する場合は、下記の選任・変更届を労働局雇用環境・均等部（室）あてに郵送又はFAXにより提出してください。

「機会均等推進責任者」の方には、各種セミナーの開催案内をはじめ各種資料や行政情報、先進事例の紹介などを一早くお届けします。

## ○機会均等推進責任者とは

各事業所において、性別にとらわれない人事管理を徹底させ、女性が能力を発揮しやすい職場環境をつくるという役割を担う方として、必要な取り組みを推進します。

### 機会均等推進責任者の職務はおおむね次のとおりです。

- ① 次のことに関し、関係法令の遵守のために必要な措置を検討し、実施するとともに、必要に応じ事業主等に対する進言、助言を行うこと。
  - イ 男女雇用機会均等法に定める性差別の禁止、職場におけるセクシュアルハラスメントの防止、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止及び母性健康管理に関すること。
  - ロ 労働基準法に基づく男女同一賃金の原則及び母性保護の規定に関すること。
- ② 女性労働者が活躍しやすい職場環境をつくるポジティブ・アクションの推進の方策について検討し、必要に応じ事業主等に対して進言、助言を行うとともに、その具体的取り組みが着実に実施されるよう促すこと。
- ③ 事業所において、女性労働者が能力発揮しやすい職場環境の整備に関する関心と理解を喚起すること。
- ④ ①～③までの職務について、労働局雇用環境・均等部（室）との連絡を行うこと。

## 「機会均等推進責任者」の選任・変更届

平成 年 月 日

○ ○ ○ 労働局長殿  
(都道府県)

事業所名				
所在地				
代表者職氏名				
主な事業内容				
常用労働者数	女	人	男	人
うち正社員数	女	人	男	人
うち短時間労働者数	女	人	男	人

この度、当事業所では下記の者を機会均等推進責任者として選任・変更いたしますので、報告します。

### 記

## ○機会均等推進責任者（選任・変更）

所属部課 役職名	(TEL )
氏名	

機会均等推進責任者を選任・変更した場合は、この選任・変更届を労働局雇用環境・均等部（室）あて提出ください。（郵送又はFAXにより提出してください。）